

大正十年年度

父書受兌綴

強戸局

8113
240

監査部第九八号

大正十年三月三十一日

東京通信局 代理課長



管内各郵便局長殿

軍事郵便物取扱制限ニ関スル件

本年四月一日より青島條約條約管内ニ設ケル各軍事郵便物取扱範圍内ニ於テ制限事項ノ施行ニ付テハ

記

- 一 軍事郵便物ノ重量四匁以内ノ第一種郵便物郵便ノ限
- 二 軍事郵便物ノ一人付一冊ニ限リ且チ封筒ニシテ得
- 三 軍事郵便物ノ其表紙ニ「軍事郵便物」ト記スルニ付
- 四 軍事郵便物ニ封筒ニシテ封入シ且チ封筒ノ裏面ニ「軍事郵便物」ト記スルニ付

監査部第二文號

各局長殿

大正十年一月九日
東京通信局 代理課長

玉債宣出事務ニ関スル報告件

本年一月迄、玉債宣出事務ニ関スル報告件ノ概況ニ付テハ、別紙ニ於テ報告スル所ニ付、然レモ、

記

- 一 各局長、各局長會會長、道令監査員
- 二 各局長、各局長會會長、道令監査員、各局長會會長、道令監査員
- 三 各局長、各局長會會長、道令監査員、各局長會會長、道令監査員

